

表3 公的年金等所得の租税の状況

区 分	公的年金等所得		公的年金等に対する税額		納税者の割合	税負担の割合 B/A
	人 員	金 額:A	人 員	金 額:B		
	人	百万円	人	百万円		
70万円以下	17,627	9,018	5,660	58	32.11%	0.64%
100万円 "	29,473	19,662	11,876	225	40.29%	1.14%
150万円 "	176,471	183,005	76,240	1,735	43.20%	0.95%
200万円 "	304,460	431,645	165,358	5,633	54.31%	1.31%
250万円 "	352,324	561,430	164,332	5,856	46.64%	1.04%
300万円 "	225,707	363,667	113,499	4,747	50.29%	1.31%
400万円 "	263,702	420,052	127,945	7,252	48.52%	1.73%
500万円 "	144,131	231,770	77,300	5,322	53.63%	2.30%
600万円 "	100,766	156,593	57,089	4,613	56.66%	2.95%
700万円 "	66,271	100,224	39,303	3,366	59.31%	3.36%
800万円 "	52,820	79,429	32,012	3,470	60.61%	4.37%
1,000万円 "	67,677	105,753	45,399	4,450	67.08%	4.21%
1,200万円 "	39,383	64,611	24,858	2,674	63.12%	4.14%
1,500万円 "	40,176	59,330	24,267	2,707	60.40%	4.56%
2,000万円 "	39,147	64,980	28,621	2,943	73.11%	4.53%
3,000万円 "	29,903	46,045	19,798	2,173	66.21%	4.72%
5,000万円 "	15,673	27,422	11,448	1,091	73.04%	3.98%
5,000万円超	8,919	13,388	5,895	558	66.09%	4.17%
計	1,974,630	2,938,022	1,030,900	58,873	52.21%	2.00%

注：納税者の割合と税負担の割合は筆者計算

出所：国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>)

(2) 所得控除・税額控除

所得税の計算の際に、所得から差し引かれるものが所得控除であり、税金から差し引かれるものが税額控除である。

所得控除⁽²²⁾には、社会保険料控除(控除総額に占める割合：26.2%)、基礎控除(24.1%)、扶養控除(18.7%)、障害者等控除(9.3%)、配偶者控除(7.8%)、配偶者特別控除(6.0%)、生命保険料控除：一般(2.6%)、小規模企業共済等掛金控除(2.1%)、医療費控除(2.0%)、

⁽²²⁾ 『平成11年分税務統計から見た申告所得税の実態』,p.25。

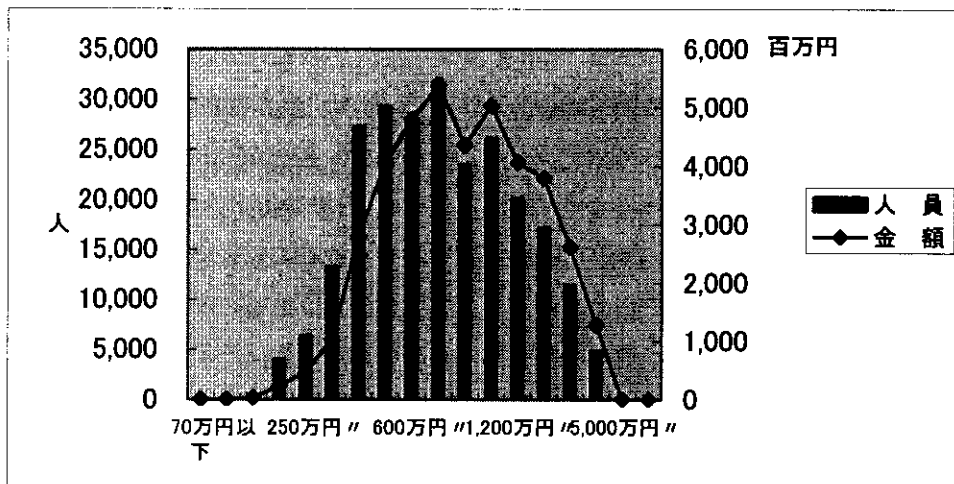
生命保険料控除：個人年金（0.5%）、損害保険料控除（0.3%）、寄附金等控除（0.3%）、雑損控除（0.0%）がある。

また税額控除の内訳⁽²³⁾としては、配当控除 32.0%と住宅借入金（取得）等特別控除 62.7%、その他 5.2%となっている。その他とは試験研究費控除等及び外国税額控除である。

ここでは、一例として住宅借入金（取得）等特別控除についてみてみよう。税額控除の一つである住宅取得促進税制とは、税制面での持家促進政策の一つであり、平成 11 年から「住宅ローン減税」としてローン残高が住宅だけでなく敷地も対象となり、期間が 15 年、残高の限度額が 5,000 万円となり、最高は 15 年間で 587.5 万円と拡大された。平成 13 年 6 月末までの時限立法であったが、控除期間が 10 年、控除率が 1%として現在も継続されている。また、2006 年の住宅金融公庫の廃止を鑑み、再び住宅ローン減税の拡張が検討されている。

『第 125 回国税庁統計年報書（平成 11 年度版）』によれば、1999 年には住宅取得控除を受けたのは 242,824 人で、合計 399 億 500 万円が控除されている⁽²⁴⁾。平成 11 年度の控除は、平成 6 年以降に家屋を新築・購入・増改築した人が対象となり、住宅ローン減税の適用を受ける人もこのなかに含まれている。図 4 は、住宅借入金（取得）等特別控除の所得階層別の人数と金額である。高齢期に資産をも考慮に入れて社会保障費負担を行うことを考えるのであれば、税控除の廃止か存続かについて入念な検討が求められる。

図 4 住宅借入金（取得）等特別控除（平成 11 年度）



65 歳以上の高齢者には、老年者控除という所得控除があり、これは合計所得金額が 1,000 万円以下の場合に適用される。控除額は 50 万円である。それ以外にも公的年金等控除やマ

(23) 『平成 11 年分税務統計から見た申告所得税の実態』, p.26。

(24) 『第 125 回国税庁統計年報書（平成 11 年度版）』, p.100。

ル優などの利子の非課税という特例を受けることができる。また、高齢者の扶養者は配偶者控除や扶養控除が 38 万円ではなく 48 万円となる。納税者やその配偶者の父母や祖父母（老親等）と同居している場合の扶養控除は 58 万円となる。

負の所得税を考える場合には、現行の控除の扱いを考える必要がある。高齢者を対象とするのであれば、老年者控除の廃止や配偶者控除・扶養控除の見直しが考えられる。

5. 2. 試算のために

(1) 運営費用

負の所得税の導入にあたっては運営費用についても考える必要がある。そこで徴税費用の現状をみてみよう。国税と地方税の百円当たりの徴収コストは表 4 のとおりである。負の所得税の導入による運営費用と現行の徴税費用の比較を行う必要がある。

表 4 租税の百円当たり徴収コスト

単位：円

	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9
国税	0.95	0.90	0.93	1.06	1.10	1.23	1.26	1.30	1.28
地方税	2.35	2.38	2.38	2.62	2.71	2.80	2.87	2.76	2.64

出所：国税庁ホームページ

(<http://www.nta.go.jp/category/toukei/tokei/menu/sozei/h11/data/02.xls>)

(2) 基礎年金

それでは、基礎年金について簡単な計算を行ってみよう⁽²⁵⁾。平成 12 年改正により、老齢基礎年金の月額額は 67,017 円であるので、年間では 804,204 円となる。2001 年には 65 歳以上の高齢者は全国で 2284.3 万人いるので、老齢基礎年金額を高齢者に対する最低所得保証と考えた場合、総額 18.37 兆円が 1 年間で必要となる。1999 年の基礎年金給付費総額は 13.57 兆円であるので、1.35 倍となる。しかし、高齢化が進展した 2025 年（中位推計）では、65 歳以上は 3472.6 万人となるので、総額 27.9 兆円が必要となる。

6. まとめ

ベーシック・インカム、とくに負の所得税については、多くの研究が行われてきており、同じ負の所得税といってもさまざまな種類がある。そして、労働インセンティブを考えることが重要であることが明らかとなった。

(25) データは国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（平成 14 年 1 月推計）』と『厚生労働白書（平成 13 年版）』である。

少子・高齢化の進展により、社会保障費負担を考える上で、租税と社会保障の統合が考えられている。こうした状況の中、日本で負の所得税の現実適用性について、研究を行うことは意義があると思われる。諸外国で行われているマイクロ・シミュレーションモデルは大規模モデルである。日本においても、すでにマイクロ・シミュレーションモデルについて山田(2002)や宮里(2002)により調査が行われ始めており、今後日本でのマイクロ・シミュレーションモデルの作成が望まれる。

負の所得税はベーシック・インカムと異なり、特定の世帯のみを対象として行うことが可能である。そこで、とくに所得格差、資産格差の大きい高齢者世帯について今後分析を行ってみたい。さまざまな税控除の存在により年齢や家族構成等による課税最低限の違いがあるため、税控除の廃止により課税最低限の引き下げも考えられる。

ベーシック・インカムや負の所得税を実現するためには、収入の正確な把握が不可欠である。日本では勤労者世帯については、収入の多くが把握されているが、自営業者や農業従事者については正確に把握されていない。また、把握されていない所得も存在している。

負の所得税については、最低保証所得額と税率の決定が必要であり、税率の設定によって所得階層ごとに与える影響が異なる。どの組み合わせが望ましいかは最適所得税の研究をさらに行った上で、効率性と公平性の観点から考える必要がある。

その上で、現行との比較を行わなければならない。そして、働くかどうか、また労働時間など労働インセンティブに与える影響や運営費用についても考える必要がある。

参考文献

- Atkinson, A.B. (1969) *Poverty in Britain and the Reform of Social Security*, Cambridge University Press (田中 寿・今岡健一郎共訳『イギリスにおける貧困と社会保障改革』(1974), 光生館).
- Atkinson, A.B. (1975) *The Economics of Inequality*, Clarendon Press.
- Atkinson, A.B. (1995a) *Incomes and the Welfare State*, Cambridge University Press (丸谷れい史訳『アトキンソン教授の福祉国家論 I』(2001)晃洋書房) .
- Atkinson, A.B. (1995b) *Public Economics in Action: The Basic Income/ Flat Tax Proposal*, Clarendon Press.
- Atkinson, Anthony B. and Joseph E. Stiglitz (1980) *Lectures on Public Economics*, McGraw-Hill.
- Callan, Tim, Cathal O'Donoghue, Holly Sutherland and Moira Willson (1999) "Comparative Analysis of Basic Income Proposals: UK and Ireland," University of Cambridge, Department of Applied Economics, Microsimulation Unit Research Note MU/RN/31.
- Friedman, Milton (1962) *Capitalism and Freedom*, University of Chicago Press.
- Meade, James Edward (1948) *Planning and the Price Mechanism: The Liberal-socialist solution*, George Allen & Unwin LTD.

- Mitton, Lavinia (1998) "Updating POLIMOD Second Edition," University of Cambridge, Department of Applied Economics, Microsimulation Unit Research Note MU/RN/30.
- Neill, Jon R. (2001) "The Political Viability of a Negative Income Tax," *Social Choice and Welfare*, Vol.18, pp.747-757.
- Redmond, Gerry, Holly Sutherland and Moira Wilson (1998) *The Arithmetic of Tax and Social Security Reform: A user's guide to microsimulation methods and analysis*, Cambridge University Press.
- 宇佐美昇朗(1977)「福祉社会と逆所得税」,橋本 徹・宇田川璋仁編『福祉財政論』,有斐閣, pp.153-164.
- 小沢修司(2000)「アンチ「福祉国家」の租税＝社会保障政策論～ベーシック・インカム構想の新展開～」,『福祉社会研究』,第1号,pp.2-11.
- 小沢修司(2001)「ベーシック・インカム論と社会保障制度の再編」,厚生科学研究「公的扶助システムのあり方に関する実証的・理論的研究」研究会資料(2001.8.6).
- 勝又幸子(2002)「日本の社会支出が低い理由について」,公開講座「純社会支出統計とは何かー租税と公的・私的給付の連携を考える」(2002.3.6)報告資料.
- 橘木俊詔(1998)『日本の経済格差』,岩波新書.
- 橘木俊詔(2000)『セーフティ・ネットの経済学』,日本経済新聞社.
- 地主重美(1995)「アンソニー・アトキンソンー理性的急進主義者の社会保障論ー」,社会保障研究所編『社会保障論の新潮流』,有斐閣,pp.233-246.
- 都留民子(2000)『フランスの貧困と社会保護』,法律文化社.
- 中桐宏文・林 宜嗣(1977)「逆所得税構想の展望」,橋本 徹・宇田川璋仁編『福祉財政論』,有斐閣, pp.165-178.
- M&R フリードマン著 西山千明訳(1980)『選択の自由』,日本経済新聞社
- 宮里尚三(2002)「カナダのマイクロ・シミュレーションモデル(DYNACAN)と年金制度について」,『実質社会保障支出に関する研究ー国際比較の視点からー平成13年度総括研究報告書』,pp.29-40.
- 宮本太郎(2001)「クリーヴィッジ変容と福祉政策ー新しい政策的対立軸の可能性ー」,日本政治学会 2001 年度大会報告資料.
- 村上雅子(1984)『社会保障の経済学』,東洋経済新報社.
- 村上雅子(1992)『所得税における垂直的公平性の理論的根拠』,一橋大学提出博士論文.
- 山田篤裕(2002)「スウェーデンにおけるマイクロ・シミュレーションモデル(MsM)の利用」,『実質社会保障支出に関する研究ー国際比較の視点からー平成13年度総括研究報告書』,pp.17-28.

「福祉国家と規範理論」コンファレンス
議事録

日程：3月8日（金）15:00 から3月10日（日）16:00 まで

場所：山口大学経済学部

【プログラム】

3月8日（金）

司会：鈴木興太郎

15:00-16:20 塩野谷祐一「社会保障改革の経済と倫理」

16:30-17:50 宮本太郎「福祉再編の政治と規範構造」

18:00-19:20 橘木俊詔「安心の経済学」

19:30 デイナー（総合討論1）

3月9日（土）

司会：山脇直司

9:30-11:00 渡辺幹雄「Property-Owing-Democracy と福祉国家」

11:10-13:00 嶋津格「ハイエクと福祉国家」

森村進「リバタリアンから見た福祉国家像」

13:00-14:00 ランチ

14:00-15:00 嶋津／森村報告に関する討議

15:10-16:30 盛山和夫「後期ロールズの「政治的価値」と福祉国家」

16:40-18:00 今田高俊「リスク社会と再帰的近代：

ウルリッヒ・ベックの問題提起」

18:10-19:10 総合討論（2）

3月10日（日）

司会：山脇直司

9:30-11:00 鈴木興太郎「潜在能力理論と社会保障」

11:10-12:40 後藤玲子「福祉国家の分析視座」

12:40-14:00 ランチ

司会：鈴木興太郎

14:00-16:00 総合討論（3）

コメンテーター：山脇直司・長谷川晃・小林正弥・立岩真也・尾崎一郎・新川敏光・阿部彩

オブザーバー：竹中英俊、白崎孝造（東京大学出版会）

議事録：那須朱美

「福祉国家と規範理論」コンファレンス

2002年3月8日(金)

文責 那須

後藤氏挨拶

鈴木氏コンフェレンスの説明

15:00-16:20 塩野谷祐一

「社会保障改革の経済と倫理」

- ・ 問題提起：福祉国家と価値多元性
- 1. 道徳哲学の整合化の必要性
メタ倫理学の重要性(価値の問題に入る前に)
J. Rawls Comprehensive doctrine→対立を残す
- 2. 理念と制度との整合化
道徳哲学と社会科学の関係に関し
- 3. 制度間の整合化
制度的理念の適材適所化(価値作業化)

・ 社会保障改革の経済と倫理

1. 福祉国家の危機

社会システムが、正の opportunities に adapt していない

- ・ 社会保障は内在的矛盾を持っている(必要と能力の矛盾)
- ・ モラルハザードとモラルジレンマ(精神的矛盾)
- * 市場の問題
 - ・ 個人責任と社会責任の区別(自己責任が果たせない場合どうすべきか)
 - ・ welfare から workfare へ
- * 民営化の問題
 - ・ 市場主義の卓見
- * 家族の問題
 - ・ 現在世代と将来世代の関係
 - ・ 貯蓄の方式(=流れ)(上から下への貯蓄か、下から上への貯蓄か) ex. J. Rawls
- * 国家の問題
 - ・ 社会保険か社会扶助か
- * 「第三の道」
 - ・ 徳の理論

<塩野谷氏発表後の討論>

出席者の自己紹介

長谷川氏質問

1. 道徳哲学の整合化、行為、制度、存在の関係について

—道徳観念の対象についての区分として、行為(効用)、制度(権利)、存在(能力)と区分

—善、正、徳の体系へ

・ 制度の3基本

a. 資本主義

b. 民主主義

c. 社会保障

・ 価値理念

} 福祉国家

—効率・正義・(自由)・卓越—

後藤氏、価値理念に関し質問

橋木氏質問：なぜ制度の基本に社会主義がないのか？

塩野谷氏の答え：社会保障に含まれる

後藤氏：資本主義か社会主義か、という問題、あるいは独裁主義か民主主義かという問題と、最後の社会保障とは論ずる次元が違うのではないか？同一の表側においてよいのか？

渡辺氏：リベラリズムはどこに入るのか？

長谷川氏：制度間の構造の位置関係について？

鈴木氏：塩野谷氏の言語(=ゲーム)(制度と価値理念)に参加しない立場もありうるのではないか？塩野谷氏のゲームに全てを当てはめること自体そもそも無理があるのではないか？ベンサム「最大多数の最大幸福」の例を年頭におくとき、このような疑問をもたざるをえないのだが。

塩野谷氏：事実と理念とは異なる、理論を扱うためにメタ理論の立場への移行

小林氏：「問題提起」の2（道徳哲学・公共哲学）と3（総合的社会科学）には賛成であり、1（道徳哲学の整合化）も重要だと思うが、1の中身は、塩野谷哲学である。コミュニタリアンのサンデルなどが「正の善に対する優位性」に反対しているように、これらを分化させる点には賛成であり、例えば南原繁の価値哲学においても、真・善・美に加えて「正」を並行的に提示している。しかし、「善」を「効率」としているところには賛成できない。

これは、シジウィックのような功利主義の発想に由来していると思われるが、古典的には「善」は様々な徳の一つないしそれらを統合する上位概念であった。従って、多くの方が賛成できる部分（2・3など）と塩野谷先生独自の部分（1の内容）を分けて提示した方がよいのではなかろうか。

山脇氏：日本に道徳哲学という概念はなく、また大学などで研究されているとも思えないが、塩野谷先生はそれを倫理学とほぼ近い意味で使っておられるように見える。また、善＝効率という立場は、あまりに経済学的発想であり、倫理的には支持しがたい。たとえば、アリストテレスにおいて、善は卓越と密接に結びついているし、また、正義はまず何よりも卓越（徳、アレテー）を意味していた。その点を考慮しない以上、先生の図式には無理がある。たとえば、正義の所に権利を入れてもらえれば、もっとすっきりとした先生のリベラリズムの立場が鮮明になったように思える。

盛山氏：経済・政治・共同体(連帯)

正義 (=right) という言葉に引っかかる

社会保障＝正義というのはいかがなものか？

塩野谷説は、個人主義的傾向が強い。

塩野谷氏：三つの制度を満たすことの重要性

自説の中心は卓越にある。

今田氏：社会保障という制度はどんな人間の立場を中心に考えられているのかという点

徳をもっと細かく見ていく必要があるのでは？

塩野谷氏：従来の社会保障は、セーフティーネット（正義、効率の理念的基礎のみ）、塩野谷説はそこに「卓越」を加える。卓越的な徳の概念を加える。

小林氏：徳には、自律のようなリベラルなvirtueと慈悲・利他心のようなコミユナルなvirtueがあるのに、塩野谷説は前者のみを唱えているように見える。これは、シュンペーターなどの議論には適合的だが、社会保障の場合は、やはり他者に対する配慮というコミユナルな側面が重要だろう。

長谷川氏：適材適所化について。矛盾を孕む、体制間の対立を引き起こす可能性があるのではないか。

2. 道徳哲学から公共哲学への移行について

16:30-17:50 宮本太郎「福祉再編の政治と規範構造」

比較政治学の立場から

エスピン・アンデルセンの3つのレジーム(=ルート)

- ・ ネオリベラル・レジーム
- ・ 労働削減レジーム
- ・ スカンジナビア・レジーム

新しい社会問題に対応するためには

work (ex. workfare, work sharing)というコンセプトの浮上

- ・ workfare の二つのモデル
 1. 就労を課すーワークファーストモデル
ex.アメリカ
 2. 就労を支援するーサービスインテンシブモデル
ex.スウェーデンの制度 (あくまで就労を前提とした所得保障)
 3. ニュー・レーバーの制度
ex.ブレア政権による軌道修正
第三の道

ベーシックインカムという代替案

- ・ ワークシェアへの批判
- ・ ベーシックインカム論の広がり

多様な政策意図

- ・ unpaid ワーク

ワークフェアとベーシックインカムをめぐる対立

<討論>

立岩氏：労働に関する政策について

すでに就労についている人と教育・訓練（ブレア政権の戦略）の関係
訓練、教育すれば働けるようになるというがそうでもないのでは

宮本氏：就労倫理を維持するために、すべての人々を働かせることに伴うコストはけっこう大きい。ベーシックインカムはたてまえとしての就労倫理の維持は制度統合に不可欠ではない、という判断にたっている。ワークシェアリングは防御型と攻撃型を区別することが重要。オランダのようにこれを制度再編のテコとする方向は、逆に労働中心社会からの離脱という面もある。

橘木氏：ワークフェアとワークシェアリングのミスマッチ

ブレアの政策はワークシェアリングではない

新川氏：ベーシックインカムについての説明、意見

森村氏：フルベーシックインカムについての印象、感想

ベーシックインカムの保守的な立場

日本の制度はサービスインテンシブモデルであろう

宮本氏：日本の制度は企業福祉とOJTや、公共事業依存という点では、たしかにサービスインテンシブモデルの面もあった。だが、集団帰属主義で、自由を欠いていた。

新川氏：ベーシックインカムの根本認識＝完全雇用は不可能である

パーシャル説、アトキンソン説の説明

negative income tax について／オフフェの考えについて説明を要請

脱工業化とグローバル化の関係について

宮本氏：negative income tax は税率の設定などによってずいぶんその性格を変える。オフフェの場合は、どのような制度を念頭においているかは判然としない。脱工業化とグローバル化については、最近はいヴァセンのように脱工業化と福祉国家のポジティブな関係や、グローバル化が福祉国家の縮小にはストレートにつながらないという議論も増えている。いちおうは脱工業化は家族や雇用についてのリスクのあり方を変え、グローバル化は労働市場全体でのリスクのシェアを難しくしている、と言っておきたい。

長谷川氏：政治統合の側面と経済・文化面の側面、社会意識との関わりについて説明要請

宮本氏：スウェーデンの例については、共同体主義的なカルチャーがあり、これが福祉国家を支えていたことは否めない。経済との関連では、福祉国家が、給付を所得に比例させることで、就労意欲を高めたという側面も否定できない。日本モデルについては、近年の富士通など、集団主義的な管理に戻っているところもあり、こうした文化傾向を所与とした制度戦略が必要である。

橋本氏：社会保障費、ベーシックインカム導入などのコストについての質問

そのコストは国民にどれだけの負担を強いるのか／実現可能なのか？

なぜスウェーデンばかり強調されるのか？例えばデンマークの例は？

宮本氏：BIEN のフィッツパトリックなどは、行政経費の節減などですべてのイギリス人に週53ポンドのベーシックインカムが可能であるという計算をしている。デンマークはもともとスウェーデンのように農業が独立自営農民中心でなかった（大規模経営が中心であった）ために、社民党が農業セクターに同盟のパートナーを見つけることが難しく、社民ヘゲモニーが確立しなかった。

今田氏：ワークフェアについてとその対抗軸であるベーシックインカムについて

ベーシックインカム案についての批判的見解

働くことが原点である、よってワークフェアが重視されるべきでは

今後の展望を問う

宮本氏：機会の平等(ワークフェア) v s 結果の平等(ベーシックインカム)という関係には必ずしもならないように思う。アメリカには、60年代の福祉爆発のような、徹底した結果の平等を目指した時期があって、その反動が強くなったという面があると思う。

後藤氏：ベーシック・インカムモデルの定式化に関して、ボードで説明。

新川氏：パリエス論 (assets の理論) についての説明

宮本氏：ベーシックインカムを主張する立場には、左右ふくめて実に多様な根拠がある。政治的な合意形成が困難なために、現在ではベーシックインカム派内部で激しい論争が避けられている面もあるように思う。

鈴木氏：World Bank の poverty の定義が大きく変更されて、所得の貧困から基本的潜在能力の不足に視点が移動した。福祉国家を議論する際にも、福祉を記述するスペースを同定義するかを検討することが必要ではないか。

18:00-19:20 橋木俊詔「安心の経済学」

生まれてから死亡するまでの人間の遭遇するリスク（不幸）への対処

- ・ 誰がどのようにリスクに対処するのか
- ・ セーフティーネットの提供者
個人、家族、企業、NPO、コミュニティ、国家
- ・ 家族と企業の重要性
日本ではいかに企業が福祉の担い手として貢献してきたか(特に大企業)
 1. 解雇しない
 2. 社宅の提供
 3. 社会保険料の事業主負担
- ・ 日本社会においてどのような制度改革が可能か(15の具体的な提言)
- ・ なぜ日本人は増税への拒否反応が非常に強いのか？

<討論>

新川氏：企業の福祉からの撤退に関する追加説明要請

公的年金の負担について

セーフティーネット提供者の内訳について、NPOとコミュニティの関係は？

橋木氏：コミュニティ＝地域共同体、共通のバックグラウンドを持つ集団

鈴木氏：日本では企業が福祉の供給者として機能してきたという橋木氏の認識は、主として大企業を念頭において形成されているのではなかろうか。そもそも社会の中で大企業は優遇を得ている立場なので、大企業における企業内福祉をモデルとして、社会的な意味でのセーフティ・ネットを考える立場には違和感を覚えざるを得ない。

今田氏：リスクに兆戦という橋木氏の論に対し、挑戦することすらできない弱者への目配りを強調

小林氏：橋木説は、簡単に言うと、複雑な制度を簡単にして効率的にし、高福祉・高負担にすることを主張しているのだろうか。効率化を図るところは、ネオ・リベラルの主張と共通するが、低福祉・低負担ではなく、高福祉・高負担を唱えるところはその反対である。しかし、その結果、「国家」に集中することになってよいのだろうか。

橋木氏：当人の立場は福祉国家支援論

デンマークの例

森村氏：日本人は不安を感じやすいというDNA論の根拠を求む

橋木氏：データの出所(大野氏、慶応大学)の説明

長谷川氏：宮本氏の発表との関連、ベーシックインカムについての結びつきはあるか？

橋木氏：当人の対象は引退者のみ、宮本氏のベーシックインカム論は現役者を含むので必ずしも同じ次元にはない

消費税と所得税のランキング、当人は消費税重視

宮本氏：スウェーデンとデンマークの制度説明

- ・ノルウェーとスウェーデンはワークフェア重視型
- ・デンマーク、フィンランドではワークフェアに対する批判も大

橋木氏の本は、福祉国家を目指すものか

橋木氏：福祉国家の定義、橋木氏論

日本は福祉国家ではない

橋氏の本が福祉国家を目指すものかと問われると **YES** である

尾崎氏：男性から見る社会の姿と女性から見る姿は違うのではないか？ジェンダーギャップに関しての橋木氏の意見を求む

橋木氏：フェミニスト、環境保護派からの福祉国家への批判について

当人は、出版予定の本ではこのことに関しては全く触れず

後藤氏：橋氏の挙げる具体的提案1から12の中で、(赤ちゃんからも税を徴収して退職者に支給するという) 公的基礎年金の構想と「特定のグループに偏らない」という中立性の条件は矛盾する恐れがあるのでは。例えば、退職者に至らない年齢層に対する生活保護との関係はどうなっているのか。ライフ・サイクルに着目されるならば、各年齢層に配慮したシステムを考えたいうえでそれらを整合化するような制度体系を構想できるのでは？

橋木氏：今後の課題との返答

今田氏：リスクの共同管理についての議論がもっと必要では、との提案

橋木氏：経済学の限界との答え

山脇氏：「安心と信頼」に関して、北大の山岸教授は、心理学の立場から、組織にとって信頼はプラスに働くが、安心はマイナスに働くという仮説を提出しているが、今日の橋木先生の発表は、そうした仮説とむしろ衝突するように思えるので、先生の見解をお聞きしたい。

「福祉国家と規範理論」コンファレンス

2002年3月9日(土)

文責 那須

司会者 山脇氏挨拶

09:30-11:00

渡辺幹雄「Property-Owning-Democracy と福祉国家」

・ J. Rawls の『正義の理論』改訂版、二つの修正

1. Property-Owning-Democracy と welfare state の区別

2. 正義の二原理「格差原理 v s 平均効用原理」

I. 財産所有制民主主義 (Property-Owning-Democracy) vs.福祉国家資本主義 (welfare state capitalism)

II. 分配 vs.再分配

III. コミュニティ vs.「私的社会」

IV. 共和主義 vs.アンチ共和主義

V. 理性的多元主義 vs.合理的多元主義

VI. 一般利益 vs.全体利益

VII. オーバーラップするコンセンサス vs.暫定協定

VIII. 財産所有制民主主義の具体的な制度

・ リパブリカリズム

<渡辺氏発表後の討論>

小林氏：渡辺氏の発表は、常に紹介として貴重だが、今回は政治学的観点から見ても非常に興味深かった。最近、コミュニタリアンがリパブリカニズムを主張するのに対して、リベラルの側もリパブリカニズムを言い出しており、その点では収斂傾向にある。そして、この報告で言う「共和主義」は、共同体主義が最近強調しているコミューナル・リパブリカニズムではなく、リベラルの側がそれに対抗して言い始めた、いわば「リベラル・リパブリカニズム」である。歴史的にはルソーのコミューナル・リパブリカニズムが一つの分水嶺をなし、カントはリベラル・リパブリカニズムに、ヘーゲルはコミューナルな国家論へと行った。最近のロールズは、この報告によると、『政治的自由主義』とはまた異なって、『正義論』時点でのカント方向が、今度はカント的リパブリカニズムとして現れているようだ。ただ、ルソーの場合は、自然権論と共和主義とを接合させたと見ることができるから、自然権的所有権ではないからと言って、リパブリカニズムとは即断できないだろう。しかし、「再分配」ではなく「分配」という点は、正にルソーが提起した私有財産の論点と密接な関連があり、その意味では、——私的社会や互惠・一般利益などととも——ルソー＝ヘーゲルの要素を見ることができよう。サンデルのロール

ズ批判の骨子は、いわば「魔術師ロールズ」を脱神話化して素直にコミュニタリアニズム的に表現することを求める点にある

渡辺氏：共和主義と自然法学（自然権論）は単純に対立しない、とする小林先生の指摘に異論はない。ただ、自然権を前・政治的権利と考えるなら、それは共和主義の伝統と対立するであろう。この点、社会契約論は自然権論的であるが、ロールズのそれはアンチ共和主義ではない。彼は、前・政治的権利としての自然権を前提しないからである。実際ロールズは、小林先生のいうように、単純な対立を超える地平にルソー、カントをおいており、その正義論を彼らの延長に位置づけている。つまり、ルソーのもつ両義性を積極的に評価し、アンチ共和主義的自然権論としてのホッブズ、ロックとも、精神としての「国家」のヘーゲルとも異なる「第三の道」(the third alternative)として再構成している。ただ、私見では、ルソーが多数決原則を無批判に拡大するとき、その契約論的側面は、かなり危うくなってゆくように思われる。

塩野谷氏：渡辺説、最初の問題提起が必ずしも重要視されるものか？次元が違うのでは？

塩野谷氏の唱える福祉国家の定義を再度強調、その観点から渡辺説への疑問提起

渡辺氏：ロールズが、「財産所有制民主主義」を格差原理、正義の二原理、そして公正としての正義との均衡状態にとらえ、対照的に、「福祉国家」を平均原理、「制限付き効用原理」、そして「混合構想」(a mixed conception)との均衡状態にとらえているのは明らかであると思われる。だとすれば、反照的均衡の方法論に従えば、正義の原理の論理的な演繹と、その経験的な正当化（ここでは比較体制論）が、それぞれの構想においてどう関係しているのかの分析は、十分な意味をもつと思われる。2つの構想がいかなる原理を引き出し、どのような体制をもたらすか、の理解を通じて、構想の正確な比較考量が可能になるのではないか。また、ロールズを理解する「福祉国家」は、あくまでも「財産所有制民主主義」との対比で定義されるものであって、通常の規定とは異なっている。これは議論の前提であって、この点を問題化しても、議論はすれ違いに終わるのではないか。

盛山氏：格差原理の道理性はロールズの中で確立されていないのでは？その確立されていない論証を持ってきて語ってよいのか？

渡辺氏：原初状態からの論理的演繹によっては、確かに格差原理はユニークに正当化されえない。この点はロールズ自身も認めている。しかし、ロールズの説く反照的均衡の方法論は、単に論理的演繹のみならず、経験的な正当化も受け入れるものである。格差原理の帰結する体制（財産所有制民主主義）と、平均原理の導く体制（福祉国家）の直観的な比較を通じて、格差原理に経験的な正当性が付与されることはありえる。ここで重要なのは、自由かつ平等な道徳的人格の概念であって、はたして、こうした概念は、財産所有制民主主義によって十分に実現されるのか、

それとも福祉国家によるのか、の議論を通じて、格差原理に優位な議論を引き出すことはできるであろう。もっぱら原初状態からの演繹だけに注目して、格差原理の正当化をすべてそれにゆだねるのは、反照的均衡の精神に反するであろう。構想基底的と称されるロールズの正義論は、全体論的な正当化の文脈で理解されるべきだと思われる。

立岩氏：ロールズの論の中での社会契約の位置は？無知のヴェールについて

渡辺氏：この点で、私はジーン・ハンプトンの理解に共感している。つまり、ロールズ正義論において、「契約」の概念はなんの役割も果たしていない。ハンプトンはロールズをカンティアンと規定するが、彼女は、カントにおいて契約の概念が不要であるように、ロールズにおいても不要だと考えている。それでも、あえて契約を持ち出す理由は何かと問われれば、これもハンプトンと同じく、単にそのアンチ功利主義的インプリケーションのためであると答えることができると思う。また、「無知のヴェール」については、私は『正義の理論』においてはその意義を認めるが、『政治的リベラリズム』にいたっては、単に契約論を装うための余分な脚色としか思えない。

鈴木氏：二極分解をして対比を鮮明にするのは自らの立論を先鋭化するための戦略としては有効だが、往々にして両極端に位置する議論は——案山子のように——打倒するためだけに立てられている虚構の議論であって、実際にはその立場を採用する論者は存在しないのではないか。

渡辺氏：鈴木氏のコメントに対し、サンステインを例に返答

思想史を絡めてのコメント(公共善の形成に関しベンサムを例に)

渡辺氏：「福祉国家」をわら人形に仕立てているという批判については、ロールズの福祉国家理解が、つねに財産所有制民主主義との対比でとらえられているという、塩野谷先生への応答を超える理解は示せないが、ロールズは、既存の資本主義体制にもとづくかぎり、福祉国家は原理的な限界を抱えている、と考えているようである。ロールズによれば、資本主義体制とは、大資本が少数の手に集中する独占的ないし寡占的経済体制であり、そのような背景的構造の大胆な矯正がないかぎり、福祉国家は望ましい正義を実現しえない、といわれる。彼の福祉国家理解はアメリカの文脈に由来していて、それによれば、福祉国家は背景的正義を維持できないとされている。また、公共善と私的利益の関係については、ロールズは前者を、端的に後者を超えるものとは考えていない。ある意味で、それは私的利益の集計であるかもしれないが、明らかに質的変容をこうむっている。たとえば、ロールズをリベラルな共和主義者と見るC・R・サンステインは、政治過程に私的利益が参入することを拒否しないが、熟慮を通じてそれが質的変容をこうむる可能性を重視している。これをロールズの「政治的リベラリズム」に照らせば、私的利益はつねに政治過程への参入を拒まれないが、かならず「公共的理性」の言語に

翻訳されなくてはならない、ということになる。つまり、公共的理性の言語に翻訳可能な私的利益だけが、政治的に集計されることを認められる（それ以外は、単なる私的利益として排除される）。したがって、公共善は完全に私的利益を超えたところにある（ウルトラ共和主義）のでも、その単なる集計としての政治的均衡に見出される（政治科学的多元主義）のでもない。この点で、ロールズの議論はベンサムに関心にも応答しうると思われる。

今田氏：ロールズへの違和感という個人的コメント

ロールズの発想から福祉国家の実現は可能なのか、無理なのか？

正義の定義とは？

福祉は理屈ではない、やむなく生じたものとして福祉を考えたとき、ロールズの観点から出た分配の福祉は福祉か？

嶋津氏：福祉の定義についてのコメント

ロールズの功利主義否定に関しコメント

格差原理についてのコメント、渡辺氏の唱える格差原理と共和主義とは結びつきのか？

渡辺氏：いうまでもなく、格差（マキシミン）原理は、他の原理と比べて、一般的に最善の最悪を保障する。もし格差原理、ひいては財産所有制民主主義のもとで共和主義が不可能であるならば、それ以外の体制ではなおさら不可能であろう。そういう意味で、格差原理と共和主義は親密な関係にあるかもしれない。もっとも、他の原理が共和主義を実現できないというのではないが、すべての可能性を考察するのはどだい無理である。また、ロールズによる正義の定義であるが、私は、公正な条件下での最大の合理性（効率）と定義できると考える。

新川氏：抽象的な理論から現実社会への応用へのギャップを強調

暫定的というのは果たして悪いのか？とのコメント

後藤氏：格差原理の多元的意味について

ロールズが正義論で用いている「福祉国家」概念はかなり狭義。他方で、“private-owning democracy”概念は曖昧。彼の正義論と整合的な福祉国家の観念を捉えるためには、はたしてどのようなタームが適切なのかは難しい問題。

ロールズの格差原理の本質的性質は indeterminacy（非決定性）にある。正義原理のあとに続く憲法・立法・実践に対して、あるいは、「社会」という集合体の中に属する各組織や共同体の内的原理に対して、完全な規定力をもつものではない。ルールや社会状態に関する代替的選択肢をすべて順序づけるものではない。

山脇氏：ロールズの考えはかなりアメリカ的であろう

11:25-12:00

嶋津格「ハイエクと福祉国家」

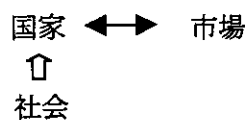
1. 二つのハイエク像
 - ・ 冷酷な市場主義者
 - ・ (軟弱な) 社会主義者
2. ハイエクの社会保障論
3. ハイエクのロールズ評価

12:10-13:00 森村進「リバタリアンはなぜ福祉国家を批判するのか—さまざまの論拠」

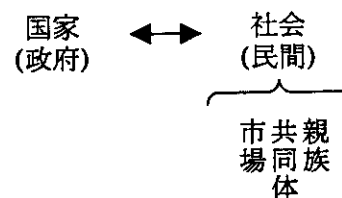
- ・ リバタリアニズムの定義
- ・ リバタリアンが福祉国家を批判する論拠

<福祉国家論法>

一般的な考え



リバタリアンの考え



<嶋津/森村両氏発表後の討論>

長谷川氏：ハイエクの二つの像、タラ・スミスの論についての質問。「最低限の保障」を認めることによって、リバタリアンの論理が一貫性を失う恐れはないのか。

森村氏：消極的自由についてのコメント

国家の福祉への役割は最小限で必要であろう

自由と道徳の compromise はある程度やむをえない

嶋津氏：「必要な人に給付する」ということが確立していれば矛盾は起こらない

<ランチ休憩>

橋木氏：リファーマーに上がった思想家(ex.ボウズ)の論は思い込みか、根拠があるのか？

森村/嶋津氏：ボウズ、ハイエクの論は経験 oriented である

鈴村氏：自生的秩序の進化の視点と、その秩序をルールとして安定化させる制度設計の始点とを、社会認識として整合化する方法が必要なのではないかと。単に自生的秩序論と設計主義的合理主義とを対比させるのでは、いずれの立場にとっても実りは少ないと思う。森村氏の福祉への権利と自由への権利の矛盾についてのご指摘は納得がいかない。権利はもともと矛盾を内包しているものであって、その対立と矛盾を解く方法を考案することが、本来の権利論の課題なのではないかと。

嶋津氏：自生的秩序と計画形成の流れについての説明(秩序に重きを置くか、計画に重きを

置くか)

- ・秩序が計画の上にある立場 filtering device(走り高跳びの背面跳びを例)
- ・計画が上にある立場(ハイエクの立場)

ハイエクの唱える正義についての説明、正義と進化の関係

森村氏：リバタリアンの自由の捉え方についての説明

バーリンでいうと「消極的自由」

鈴木氏：バーリンに即していえば、消極的自由の権利についてさえ、「カマスの自由は小魚の死」という例のように、権利の対立の問題は発生するはずだ。追加的にご見解を説明して欲しい。

嶋津氏：追加説明（強姦者を例に）

森村氏：追加説明(衝突を例に)

嶋津氏：法律を挙げて説明(犬を飼う権利、静かに暮らしたい隣保の権利の対立を例に)

小林氏：リバタリアン、コミニタリアン、リパブリカンについてコメント

それらは矛盾するかしらないかについての氏の見解（ネオ・コミニタリアン／ネオ・パブリカンとしての氏の立場から）

福祉国家のありかたについて

嶋津氏：なぜミニマムなものを保障するかについての説明(ハイエクの理屈)

後藤氏：嶋津説への批判、根拠を述べよ

嶋津氏：根拠は要らない

森村／嶋津氏：自然権についてコメント

小林氏：氏のスタンスと森村／嶋津氏のそれとの違いについて

嶋津氏：小林氏のコメントへのフィードバック

公共の福祉(全体)と人権の問題、法律に絡めて説明

今田氏：food and shelter の保障、最小限の生きる糧を認めること＝福祉を認めることではないか。どうやって基礎付けるのか

国家と社会の関係についての質問／NPO、ボランティアの位置づけについて

ハイエクの市場主義についての質問

階級対立に関しての質問／福祉国家が成立しなかったとき、問題点

嶋津氏：民主主義の合意についてなどに関し、ハイエクの見解を説明

社会規範、社会内の思想背景についてコメント

なぜ基礎付けが必要なのか？

盛山氏：今田氏のフォロー、質問、整合的な説明求む

森村説のよりクリアな説明を要請(リバタリアンの考えについて)

森村氏：返答

立岩氏：「最低限」というがそれは一体どういうことか？

氏の立場はリバタリアンとは異なる